

○産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の多量排出事業者に関する報告等に係る三段対照

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第 137号)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (昭和45年政令第 300号)	廃棄物処理及び清掃に関する法律施行規則 (昭和46年厚生省令第35号)
<p>(事業者の処理)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 その事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者として政令で定めるもの(次項において「多量排出事業者」という。)は、環境省令で定める基準に従い、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>10 多量排出事業者は、前項の計画の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に報告しなければならない。</p> <p>11 都道府県知事は、第9項の計画及び前項の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、公表するものとする。</p>	<p>(産業廃棄物の多量排出事業者)</p> <p>第6条の3 法第12条第9項の政令で定める事業者は、前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上である事業場を設置している事業者とする。</p>	<p>(多量排出事業者の産業廃棄物処理計画)</p> <p>第8条の4の5 法第12条第9項の環境省令で定める基準は、次に掲げる事項を記載した様式第2号の8による計画書を当該年度の6月30日までに提出することとする。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 計画期間</p> <p>三 当該事業場において現に行っている事業に関する事項</p> <p>四 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項</p> <p>五 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項</p> <p>六 産業廃棄物の分別に関する事項</p> <p>七 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項</p> <p>八 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項</p> <p>九 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項</p> <p>十 産業廃棄物の処理の委託に関する事項</p> <p>(実施の状況の報告)</p> <p>第8条の4の6 法第12条第10項の規定による報告は、様式第2号の9による報告書を翌年度の6月30日までに提出することにより行うものとする。</p> <p>(計画及び実施の状況の公表)</p> <p>第8条の4の7 法第12条第11項の規定による公表は、同条第9項の計画の提出又は同条第10項の規定による報告を受けた後、速やかに、インターネットの利用により公表することにより行うものとする。</p>

<p>(事業者の特別管理産業廃棄物に係る処理)</p> <p>第12条の2 (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 その事業活動に伴い多量の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者として政令で定めるもの(次項において「多量排出事業者」という。)は、環境省令で定める基準に従い、当該事業場に係る特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>11 多量排出事業者は、前項の計画の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に報告しなければならない。</p> <p>12 都道府県知事は、第10項の計画及び前項の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、公表するものとする。</p> <p>(電子情報処理組織の使用)</p> <p>第12条の5 第12条の3第1項に規定する事業者であつて、その事業活動に伴い多量の産業廃棄物(その運搬又は処分の状況を速やかに把握する必要があるものとして環境省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)を生ずる事業場を設置している事業者として環境省令で定めるもの(以下この条において「電子情報処理組織使用義務者」という。)は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合(第12条の3第1項に規定する環境省令で定める場合及び電気通信回線の故障の場合その他の電子情報処理組織を使用して第13条の2第1項に規定する情報処理センター(以下この条において単に「情報処理センター」という。)に登録することが困難な場合として環境省令で定める場合を除く。)には、運搬受託者及び処分受託</p>	<p>(特別管理産業廃棄物の多量排出事業者)</p> <p>第6条の7 法第12条の2第10項の政令で定める事業者は、前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上である事業場を設置している事業者とする。</p>	<p>(多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画)</p> <p>第8条の17の2 法第12条の2第10項の環境省令で定める基準は、次に掲げる事項を記載した様式第2号の13による計画書を当該年度の6月30日までに提出することとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 計画期間 三 当該事業場において現に行っている事業に関する事項 四 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 五 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 六 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項 七 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項 八 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項 九 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項 十 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項 十一 法第12条の5第1項に規定する電子情報処理組織の使用に関する事項 (※) <p>(※)平成32年(2020年)4月1日施行の条文。平成31年4月1日施行の条文は、「電子情報処理組織の使用に関する事項」</p> <p>(実施の状況の報告)</p> <p>第8条の17の3 法第12条の2第11項の規定による報告は、様式第2号の14による報告書を翌年度の6月30日までに提出することにより行うものとする。</p> <p>(計画及び実施の状況の公表)</p> <p>第8条の17の4 法第12条の2第12項の規定による公表は、同条第10項の計画の提出又は同条第11項の規定による報告を受けた後、速やかに、インターネットの利用により公表することにより行うものとする。</p>
---	---	--

<p>者（その使用に係る入出力装置が情報処理センターの使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続されている者に限る。以下この条において同じ。）から電子情報処理組織を使用し、情報処理センターを経由して当該産業廃棄物の運搬又は処分が終了した旨を報告することを求め、かつ、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る産業廃棄物を引き渡した後環境省令で定める期間内に、電子情報処理組織を使用して、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を情報処理センターに登録しなければならない。この場合において、当該電子情報処理組織使用義務者は、運搬受託者及び処分受託者から報告することを求め、かつ、情報処理センターに登録したときは、第12条の3第1項の規定にかかわらず、当該運搬受託者又は処分受託者に対し管理票を交付することを要しない。</p>		<p>（電子情報処理組織を使用してその運搬又は処分の状況を速やかに把握する必要のある産業廃棄物）</p> <p>第8条の31の2 法第12条の5第1項の環境省令で定める産業廃棄物は、法第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物（令第2条の4第5号イからハマまでに掲げるものを除く。）とする。</p> <p>（電子情報処理組織使用義務者）</p> <p>第8条の31の3 法第12条の5第1項の環境省令で定める事業者は、当該年度の前々年度において産業廃棄物（前条に規定するものに限る。以下この条において同じ。）の発生量が50トン以上である事業場を設置している事業者（当該事業場から生ずる産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合に限る。）とする。</p> <p>（情報処理センターに登録することが困難な場合）</p> <p>第8条の31の4 法第12条の5第1項の環境省令で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>一 電気通信回線の故障、天災その他やむを得ない事由により、電子情報処理組織を使用して、法第12条の5第1項の規定による登録、同条第3項若しくは第4項の規定による報告又は同条第5項の規定による通知をすることが困難であると認められる場合</p> <p>二 その使用に係る入出力装置が情報処理センターの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と電気通信回線で接続されている者に産業廃棄物の運搬又は処分の委託をすることが困難であると認められる場合</p> <p>三 電子情報処理組織使用義務者の常勤の役員又は職員の年齢が、平成31年3月31日においていずれも65歳以上である場合であつて、その使用に係る入出力装置が情報処理センターの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と電気通信回線で接続されていない場合</p>
---	--	--